昭和音楽大学大学院規則(案)

第1章 総 則

(設 置)

第1条 昭和音楽大学学則第6条の規定に基づき、昭和音楽大学大学院(以下「本大学院」 という。)規則を定める。

(目 的)

- 第2条 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、音楽専攻分野における研究 能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、文化の進展に寄与する ことを目的とする。
 - 2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科及び専 攻ごとに定め公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第4条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、 研修及び研究を実施する。
 - 2 前項の委員会については別に定める。

第2章 組 織

(課程)

第5条 本大学院における課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

	修士課程	博士後期課程	
研究科名	専 攻 名	専 攻 名	
ナンドノブイ かってい	音楽芸術表現専攻	************************************	
音楽研究科	音楽芸術運営専攻	音楽芸術専攻	

2 博士後期課程音楽芸術専攻においては、音楽芸術表現領域及び音楽芸術運営領域を 研究領域とする。

(収容定員)

第7条 各専攻学生の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

		修士課程		博士後期課程			
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員	
	音楽芸術	1 8	3 6	音楽芸術		1 2	
	表現専攻	表現専攻			4		
音楽研究科	音楽芸術	6	1.0	1 2	専攻	4	1 2
	運営専攻	0	1 2				
	計	2 4	4 8	計	4	1 2	

(研究科委員会)

- 第8条 研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。
 - 2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

(教員組織)

- 第9条 研究科には研究科長を置く。
 - 2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。
 - 3 研究科にその授業又は研究指導を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教 を置く。

第3章 教育課程及び履修方法

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(履修届及び研究計画の届出)

- 第 11 条 学生は、毎学年度の当初に、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画書を 所定の期日までに届出なければならない。
 - 2 博士後期課程の学生は、毎年度末に研究進捗状況報告書を所定の期日までに届出なければならない。ただし、3年次以上の学生で学位審査に合格した年次には提出を要さないこととする。
 - 3 学生は、第1項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第12条 本大学院が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生の大学院及びその他の教育施設等における学修を、次条に定める既修得単位と併せて、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとして認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 他大学院を修了または中途退学し、新たに本大学院の第1年次に入学した学生の 既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本大学院において修得したも のとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、前条に定める他の大学院等における修得単位と併せて 10 単位を 超えない範囲で行う。
- 3 その他必要な事項については、別に定める。

(成績の評価)

- 第14条 成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。
 - 2 評価と評価基準は、次のとおりとする。

評価	評価基準		
S	100点~90点		
A	89点~80点		
В	79点~70点		
С	69点~60点		
F	59点~ 0点		

3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの 成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

(修業年限及び在学年限)

- 第15条 修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。
 - 2 修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

第4章 課程の修了要件及び試験

(課程の修了要件)

- 第16条 課程の修了要件は、次の各号のいずれかによる。
 - (1)修士課程音楽芸術表現専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位 以上を修得し、実技修了試験に合格し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修 士論文または修士研究(以下「修士論文等」という。)の審査及び試験に合格す ることとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと研究科委 員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - (2)修士課程音楽芸術運営専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位 以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験 に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと 研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - (3)博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術表現領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究演奏または研究作品及び博士論文(以下「博士論文等」という。)の審査並びに試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれ

ば足りるものとする。

- (4)博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術運営領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (5) 第1号及び第2号ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の当該博士後期課程の在学期間に関しては、修士課程における在学期間に 3年を加えた期間とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた と研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年 以上在学すれば足りるものとする。
- (6) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、博士後期課程に入 学した者の修了要件は、3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な 研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただ し、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者につ いては、1年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

- 第 17 条 課程修了の認定は、前条に定める修了要件を充足する者に対して行う。ただし、 授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。
 - 2 課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

(審査及び試験)

第 18 条 第 16 条に定める審査及び試験については、その専攻の教授及び関連科目担当の中から 2 名以上を審査員として審査を行い、その成績の報告に基づいて合格、不合格を研究科委員会で決定する。ただし、必要に応じて研究科委員会の認めた者を審査員に加えることができる。

(修士論文等)

- 第19条 修士論文等は、1年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出で きない。
 - 2 前項の修士論文等の審査を受けようとする者は、研究科委員会が指定する期日までに 修士論文等の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の修士論文等は、所定の期限までに提出しなければならない。
 - 4 第1項の修士論文等を所定期限後に提出したときは、その年度内には審査を行わない。 (博士論文)
- 第20条 博士論文は、2年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出できない。ただし、優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、第16条第3号から第6号までの各号ただし書きに規定する期間の在学見込みが

あれば足りるものとする。

- 2 前項の博士論文の審査を受けようとする者は、研究科委員会が指定する期日までに博士論文の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。
- 3 第1項の博士論文は、所定の期限までに提出しなければならない。
- 4 第1項の博士論文を所定期限後に提出したときは、その年度内には審査を行わない。 (教育職員免許状)
- 第21条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	高等学校教諭専修免許状(教科・音楽)	
(修士課程)	音楽芸術運営専攻	中学校教諭専修免許状(教科・音楽)	

第5章 学 位

(学位の授与)

- 第22条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。
 - 2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士 論文等を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修 了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
 - 3 学位に関する規則は、別に定める。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

- 第24条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより 当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が 定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第 25 条 入学志願者は、入学願書及び所定の書類に別に定められた入学検定料を添えて所 定の期間中に提出しなければならない。

(入学の許可)

- 第26条 入学を許可される者は、所定の選抜試験に合格した者に限る。
 - 2 選抜試験については、別に定める。
 - 3 本大学院で行なう入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本大学院の指定する書類を提出しなければならない。
 - 4 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第27条 入学を許可された者は、保証人1名を定め、本大学院の指定する期間内に届け出なければならない。
 - 2 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。
 - 3 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(休 学)

- 第28条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。
- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。 (休学の期間)

- 第29条 休学の期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあっては、引き続き更に 1年まで延長することができる。
 - 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
 - 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

第30条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

(退 学)

第31条 退学しようとする者は、保証人連署のうえその理由を詳記の上願い出て、許可を 得なければならない。

(除 籍)

- 第32条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て除籍する。
 - (1)第15条に規定する在学年限を超えた者
 - (2)第29条に規定する休学年限を超えた者
 - (3)授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
 - (4) 死亡または行方不明の者

第7章 賞 罰

(表 彰)

第33条 研究科長は、学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経 て表彰することができる。

(罰 則)

- 第34条 研究科長は、本大学院の規則に違反し、また本大学院の学生としてあるまじき行為があったときは、研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。
 - 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
 - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

- 第35条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表3のとおりとする。
 - 2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

第9章 雑 則

(雑 則)

第36条 この規則に定めていない事項については、昭和音楽大学学則による。

(改廃)

第37条 この規則の改廃は、研究科委員会及び大学教授会の議を経て学長が行う。

附 則 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学者の教育課程については、それぞれ当該入学 年度の大学院規則による

また、第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度までの収容定員は次のとおりとする。

	専攻名	平成 23 年度	平成 24 年度
	オペラ専攻	4	1
	器楽専攻	5	_
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	1 8	3 6
	音楽芸術運営専攻	9	1 2
	計	3 6	4 8

なお、(別表1) については、平成22年度以前の入学者について適用する。 なお、(別表2) については、平成23年度以降の入学者から適用する。

附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(別表1) 教育課程

【音楽芸術表現専攻】

科目	授業科目の名称	単位数		
区分	汉未代日97名称	必修	選択	自由
	音楽芸術表現実技演習①	4		
	音楽芸術表現実技演習②	4		
	オペラ特別演習①		4	
専	オペラ特別演習②		4	
門	舞台表現研究 I		1	
科	舞台表現研究Ⅱ		1	
目	伊語発音表現研究①		1	
	伊語発音表現研究②		1	
	声楽アンサンブル研究		1	
	オペラ台本特別研究 I		1	
	オペラ台本特別研究Ⅱ		1	
	室内楽特別演習①		2	
	室内楽特別演習②		2	
	合奏特別演習①		2	
	合奏特別演習②		2	
	指導法特別演習		2	
	オーケストラ・スタディ特別演習①		2	
	オーケストラ・スタティ特別演習②		2	
	ピアノ伴奏研究①		2	
	ピアノ伴奏研究②		2	
	楽曲分析特殊講義		4	
	ピアノ実技演習①		3	
	ピアノ実技演習②		3	
	電子音響制作特別演習		2	
	実践仏語研究		1	
	実践独語研究		1	
	音楽研究法基礎	1		
	課題研究 I		2	
	課題研究Ⅱ	_	1	

科目	授業科目の名称 単位数		単位数	
区分	又未付 L 少石小	必修	選択	自由
	学外実習研究①		1	
	学外実習研究②		1	
	音楽学研究①		1	
共	音楽学研究②		1	
通	ピリオド演奏研究 I		2	
科	ピリオド演奏研究Ⅱ		2	
目	作品研究特殊講義I		2	
	作品研究特殊講義Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅲ		2	
	作品研究特殊講義IV		2	
	西洋音楽史研究 I		2	
	西洋音楽史研究Ⅱ		2	
	西洋音楽史研究Ⅲ		2	
	西洋音楽史研究IV		2	
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義 I		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義 I		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅲ		2	
	音楽マネジメント特殊講義IV		2	
	音楽マネジメント特殊講義V		2	
	音楽マネジメント特殊講義VI		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽音声学研究①		2	
	音楽音声学研究②		2	
	英語原典講読研究 I		1	
	英語原典講読研究Ⅱ		1	

【音楽芸術運営専攻】

科目			単位数	
区分	授業科目の名称	必修	選択	自由
	音楽芸術運営特別演習①	4		
	音楽芸術運営特別演習②	4		
	文化政策研究 I		2	
専	文化政策研究Ⅱ		2	
門	音楽芸術制作研究 I		2	
科	音楽芸術制作研究Ⅱ		2	
目	音楽芸術環境研究 I		2	
	音楽芸術環境研究Ⅱ		2	
	音楽療法文献講読研究		2	
	音楽療法上級実習①		2	
	音楽療法上級実習②		2	
	音楽療法技能特別演習		2	
	音楽療法指導研究		2	
	心理療法特殊講義		2	
	高齢者福祉特殊講義		2	
	障がい児教育特殊講義		2	
	記述統計特殊講義		2	
	推測統計特殊講義		2	
	音楽実技演習①		2	
	音楽実技演習②		2	
	学外実習研究①		1	
	学外実習研究②		1	
	音楽学研究①		1	
共	音楽学研究②		1	
通	ピリオド演奏研究 I		2	
科	ピリオド演奏研究Ⅱ		2	
目	作品研究特殊講義I		2	
	作品研究特殊講義Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅲ		2	
	作品研究特殊講義IV		2	
	西洋音楽史研究 I		2	
	西洋音楽史研究Ⅱ		2	
	西洋音楽史研究Ⅲ		2	
	西洋音楽史研究IV		2	

科目	授業科目の名称		単位数	•
区分	1又未付日の石物	必修	選択	自由
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義 I		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅱ		2	
共	音楽マネジメント特殊講義 I		2	
通	音楽マネジメント特殊講義Ⅱ		2	
科	音楽マネジメント特殊講義Ⅲ		2	
目	音楽マネジメント特殊講義IV		2	
	音楽マネジメント特殊講義V		2	
	音楽マネジメント特殊講義VI		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽音声学研究①		2	
	音楽音声学研究②		2	
	英語原典講読研究 I		1	
	英語原典講読研究Ⅱ		1	
	大阳///兴畊机划 九 11		1	

(別表2) 教育課程

【音楽芸術専攻】

科				単位数			
科目区分	領域	授業科目の名称		選択	自由		
必	研究	博士研究指導	-				
修科	研究領域共通	博士論文演習①	2				
目		博士論文演習②	2				
選	表音 現楽	博士特別表現研究①		2			
択必	領芸城術	博士特別表現研究②		2			
修科	重 資 業	博士特別運営研究①		2			
目	領芸 域術	博士特別運営研究②		2			
		音楽と学術研究特講		2			
		博士西洋音楽史特講 I		2			
		博士西洋音楽史特講Ⅱ		2			
		博士音楽美学特講 I		2			
		博士音楽美学特講Ⅱ		2			
		博士外国語原典研究特講I		2			
\ZZ.	研	博士外国語原典研究特講Ⅱ		2			
選択	究 領	博士楽曲研究特講 I		2			
科口	域	博士楽曲研究特講Ⅱ		2			
目	共通	博士舞台芸術政策特講 I		2			
		博士舞台芸術政策特講Ⅱ		2			
		博士舞台芸術マネジメント特講 I		2			
		博士舞台芸術マネジメント特講Ⅱ		2			
		博士音楽療法特講 I		2			
		博士音楽療法特講Ⅱ		2			
		博士研究方法論特講	_	2			

(別表3)

課程	項目	金額(年額)	納入期限
	入学金	200,000 円	入学試験要項で指定する
修士課程	授業料	1,030,000円	火 壮 左床 6 4 E 00 E
	施設費	460,000 円	当該年度の4月20日
	入学金	200,000 円	入学試験要項で指定する
博士後期課程	授業料	1,000,000円	火法欠床の4000
	施設費	350,000 円	当該年度の4月20日

- 注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。
- 注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を 次に掲げる期間内に納入することができる。

第1期 4月20日まで

第2期 9月25日まで

注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または 延納をすることができる